

## 船員保険福祉施設の見直しについて

### 1. 基本的な考え方

船員保険の福祉施設事業については、平成3年3月の「船員保険福祉施設のあり方について(船員保険福祉施設問題懇談会検討報告書)」(以下、「前回の見直し」という。)に基づき着実に進めてきたところであるが、当時13万人いた被保険者が10年を経過した今日では7万6千人を割り込み今後も減少することが見込まれる中で、船員保険制度そのものの在り方についても検討が必要となっている等福祉施設事業を実施する前提が大幅に変化してきている。

特に、保険料収入の減少に伴う福祉施設事業予算の減少により、平成13年度の施設整備費は8億円程度が確保されているに過ぎず、この予算額で、病院等の医療施設8カ所、保養所・福祉センター等の保養施設28カ所を維持していくことは事実上不可能な状況となっている。

また、平成12年5月26日の閣議決定(民間と競合する公的施設の改革について)により、保養施設等を中心とした公的施設について、既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置を5年以内(平成16年度まで)に行わなければならぬなど、一連の行政改革の動きに対しても早急な対応が求められているところである。

このような状況を踏まえ、今回の見直しは、当面平成14年度から16年度までの期間における福祉施設事業の合理化措置について検討を行うものであり、船員保険の福祉施設事業として必要な施設については確保していくものとする。

なお、合理化措置の実施にあたっては、統廃合に伴う代替施設の確保、存続施設における利用者ニーズに応じた施設改善など、船員被保険者等の福祉の増進には充分配慮することとする。

### 2. 見直し案

今回の見直しは、主に保養施設等を中心に実施する。

#### (1) 保養施設

##### ①国内保養所・福祉センター

前回の見直しにおいては、利用率が低く保養所の使命が終わったもの等

については、その整理・統合を進めていくとともに、新たに整備するものについては、将来性を考慮して施設の規模及び内容について水準の高いものに転換するとの考え方から、臨港地及び温泉地保養所を20カ所程度、健康増進機能を併せ持つ健康センター的な保養施設を全国に8カ所程度とすることとされていたが、平成13年10月末現在、保養所が24カ所、福祉センターが4カ所、合計28カ所配置されているところである。

今回の見直しにおいては、28施設の利用状況、収支状況等を総合的に比較判断し、前回の見直しと同様、利用率が低く保養所の使命が終わったもの等について、次の方針により整理・統合を進めていくとともに存続する施設については、更なる経営の合理化を進めつつ、施設整備にあたっては、被保険者等の利用者ニーズに応じた施設改善を図ることとする。

ア 平成13年度から16年度において、保養所または福祉センターを半分程度廃止し、残りの施設を全国7地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中・四国、九州）に各2カ所程度づつ配置して効率的に運営する。

イ 各施設の過去の利用状況、収支状況等を基に施設毎の経営分析・評価を行うとともに、将来性、地域毎の適正配置の観点等を総合的に勘案して、(ア) 早急に廃止すべき施設、(イ) 経過観察施設、(ウ) 存続施設、に分類する。

ウ 施設の廃止は段階的に実施することとし、平成13年度から15年度においては、早急に廃止すべき施設について実行するものとする。

エ 経過観察施設については、経営改善計画期間（平成14～15年度）において、施設の経営受託者に対し更なる改善努力を促し、この期間における経営改善状況等を判断して、平成16年度早々に最終的な存続、廃止施設を決定し、実行する。

なお、具体的な実施に当たっては、

- (ア) 関係者と十分調整を行うこと。
- (イ) 施設の整理・統合に伴い保養所等が無くなる地域についての補完的、経過的措置として、契約保養施設利用補助事業を継続実施するとともに、経営受託団体のホームページに契約保養施設一覧を掲載するなど船員被保険者等に対する積極的な周知・広報を実施すること。
- (ウ) 保養所等の整理・統合に伴う財源を含めた施設整備費の見通しを勘案すること。

などに留意し、別途計画を策定して実施するものとする。

## ②海外保養所

海外保養所については、前回の見直しにおいてウェリントン保養所を廃止し、平成7年度よりホノルル保養所を開設（借り上げ）しているところであり、開設以来毎年80～90%台の利用状況であるが、元々委託費を前提とした経営であり、毎年7千万円程度の持ち出しとなっている。経営委託費については、その予算の確保が非常に困難な状況になっていること及び、国内保養所の大幅な整理・統合を行わざるを得ない事態であること等を考慮し、引き続き経営改善等を実施するとともに、早期に廃止する方向で検討する。

## (2) 医療施設

医療施設の今後の実施方針については、基本的に船員保険制度本体の方と併せて判断することとし、当面は、以下の課題について早急に検討を進めていくこととする。

### ①老朽化し建替が必要となっている横浜病院、大阪病院について

- ア 建替財源捻出の可能性
- イ 他制度病院との統合
- ウ 他制度への有償移管

### ②診療所、健康管理センターについて

- ア 診療所（現在は外来診療と健診を実施）の健康管理センターへの機能変更

- イ 健康管理センターと病院との経営一体化（付属機関化）

### ③全ての医療施設の更なる経営改善等

平成 14 年 1 月 10 日

船員保険福祉施設問題懇談会

## 船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について

船員保険の福祉施設については、平成 13 年 1 月 11 日開催の船員保険福祉施設問題懇談会において、平成 14 年度から平成 16 年度までの期間における福祉施設事業の合理化措置に関する基本的な方向性を示した「船員保険福祉施設の見直し案」が了承されたところである。

このうち、国内保養所及び福祉センターについては、以下により見直しを実施し、船員保険福祉施設の合理化措置を行うこととする。

### 1 見直しの進め方

#### (1) 第 1 段階<平成 14 年度>

各施設の利用状況、収支状況等を基に経営分析・評価を行うとともに、将来性、地域毎の適正配置の観点等を総合的に勘案し、各施設を次のとおり分類する。

- ① 早急に廃止すべき施設
- ② 経過観察施設
- ③ 存続施設

#### (2) 第 2 段階<平成 14 年度～17 年度>

前記①「早急に廃止すべき施設」については、計画的に廃止する。

#### (3) 第 3 段階<平成 16 年度、平成 17 年度>

(1) ②「経過観察施設」については、経営改善計画期間（平成 14 年度～平成 15 年度）の経営改善状況等を判断し、最終的に平成 13 年度末現在の施設数の半分程度となるよう、存続施設を決定する。

なお、廃止施設は平成 16 年度末及び平成 17 年度末にかけて計画的に廃止する。

- (4) この限りで、平成13年12月11日了承の「船員保険福祉施設の見直し案」を修正する。

## 2 具体的な施設分類

### (1) 分類方法

各施設毎に次の事項を指標として、総合的な評価を行う。

#### ① 宿泊利用状況

- ア 過去5年間の宿泊利用率
- イ 過去5年間の船保利用割合
- ウ 利用率の改善状況

#### ② 収支状況

- ア 過去5年間の収支率
- イ 過去5年間の収支累積額
- ウ 収支率の改善状況

#### ③ 施設建物

- ア 老朽化度
- イ 施設の特色（温泉等）

#### ④ その他

- ア 宿泊以外の利用状況
- イ 観光資源の有無
- ウ 代替施設の有無

### (2) 前記(1)を総合的に勘案し、以下のとおり分類する。

#### ① 早急に廃止すべき施設

湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、白浜、坂出、室戸

#### ② 経過観察施設

八戸、大洗、銚子、鳥羽、俵山、内子、指宿、  
北海道センター、長野センター、総合福祉センター、福岡センター

#### ③ 存続施設

稚内、気仙沼、鳴子、三崎、箱根、焼津、鳥取、日南

### 3 廃止計画

(1) 前記2により「早急に廃止すべき施設」に分類された施設については、次により計画的に廃止することとする。

#### 【14年度末】

白浜、室戸

#### 【15年度末、16年度末、17年度末】

湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、坂出

※平成15年度末は2ヶ所、平成16年度末は2ヶ所、平成17年度末は2ヶ所とし、廃止順は、船員保険会と調整のうえ、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

(2) なお、廃止に当たっては、関係者と十分に調整を図ることとし、代替施設の確保など被保険者等の福祉の増進には十分配慮することとする。

### 4 今後の取り扱い

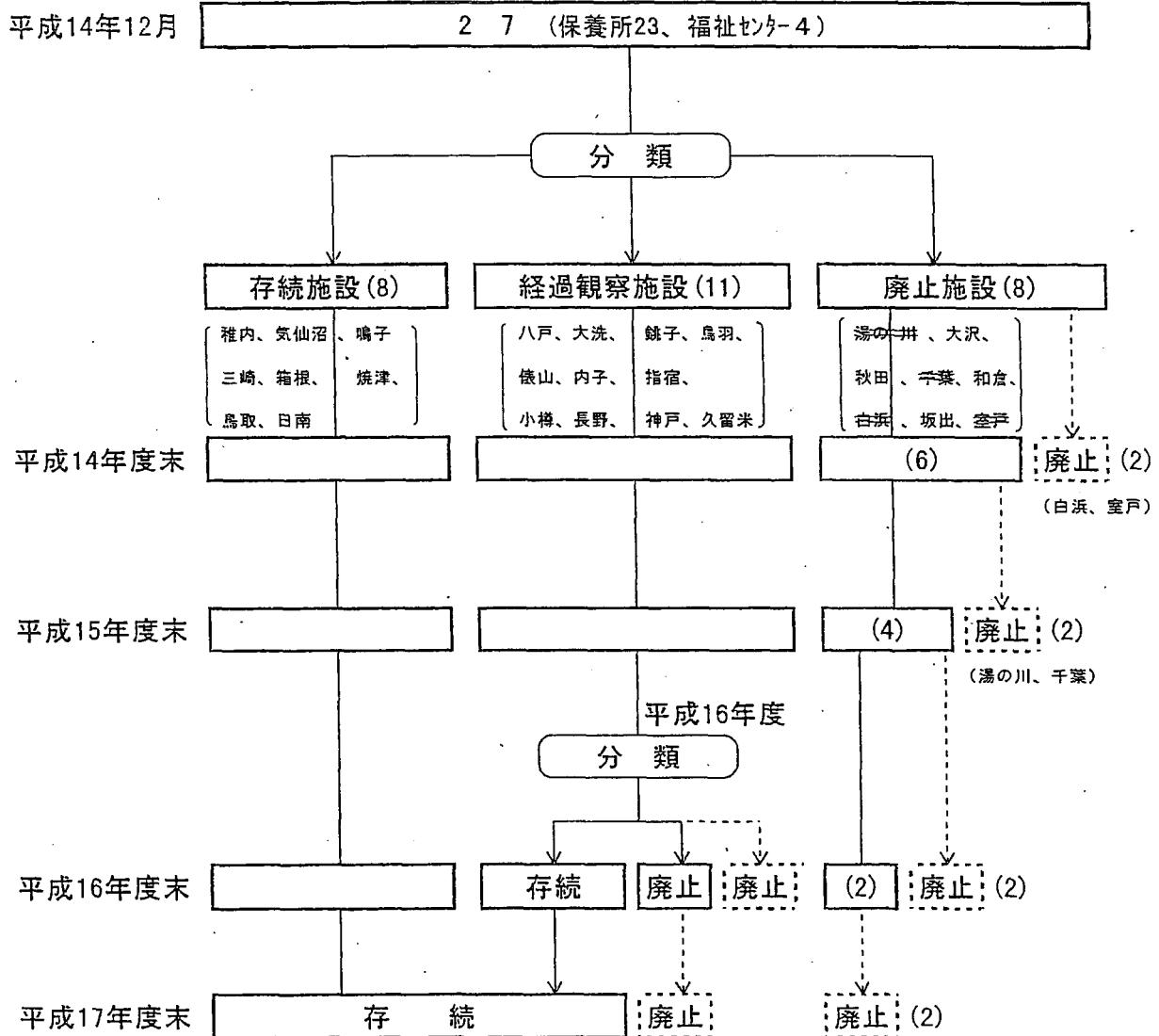
前記2により「経過観察施設」とされた施設については、平成14年度及び平成15年度の経営状況等を踏まえ、前記2の手法と同様に存続か廃止の分類を行い、船員保険福祉施設問題懇談会において協議の上、廃止施設については、平成16年度末から平成17年度末にかけて計画的に廃止する。

また、存続する施設については、更なる経営の合理化を進めつつ、被保険者等の利用者ニーズに応じた施設改善を図ることとする。

今後とも、施設整備のあり方については「船員保険福祉施設のあり方について」(平成3年3月1日)の報告書の趣旨及び財政状況等を総合的に勘案のうえ、最終的に存続すると考えられる施設について、水準の高いものに転換するなど重点的な整備を図ることとし、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

なお、本計画については、計画実行中であっても、船員保険を取り巻く環境の変化などにより、見直しの必要が生じた場合には、所要の措置を講ずるものである。

## 船員保険国内保養所・福祉センター見直しイメージ



※平成14年12月=存続、廃止、経過観察施設に分類

廃止施設・・・14~17年度で段階的廃止を実行。

経過観察施設・14、15年度の2年間、経営改善計画に基づく運営を実施。

※平成16年度=経過観察施設について、2年間の実績に基づき存続か廃止に分類

廃止施設・・・16、17年度で段階的廃止を実行。【結果的に現有施設の半数程度】

(注)この見直し案は、現段階でのものであり、船員保険制度を取り巻く環境の変化等によっては、途中段階においても再見直しがあり得る。

## 平成 16 年度における船員保険保養所の廃止について

### 1. 船員保険福祉施設の見直しについて

- 船員保険福祉施設の見直しについては、平成 14 年 12 月 10 日開催の船員保険福祉施設問題懇談会において了承された、「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」(以下、「合理化計画」という。)に基づき、現在、船員保険福祉施設の合理化を実施している。

### 2. 合理化計画の概要

- 平成 14 年 12 月に了承された合理化計画においては、各施設について、  
①早急に廃止すべき施設（8 施設）、②経過観察施設（11 施設）③存続施設（8 施設）に分類したところである。

(1) ①早急に廃止すべき施設に分類された施設については、平成 14 年度から平成 17 年度にかけて段階的に廃止する。

(2) ②経過観察施設は、経営改善期間（平成 14 年度～平成 15 年度）の経営状況等を判断し、最終的に平成 13 年度末現在の施設数の半分程度となるよう、存続施設を決定する。

なお、廃止施設は、平成 16 年度末から平成 17 年度末にかけて計画的に廃止する。

(3) 当該合理化計画は、計画実行中であっても、船員保険を取り巻く環境の変化などにより、見直しの必要が生じた場合には、所要の措置を講ずる。

### 3. 平成16年度の対応

- (1) 平成14年12月に了承された合理化計画において「早急に廃止すべき施設」に分類された施設については、計画上、平成16年度は2ヶ所を廃止することとしていたところであるが、これを3ヶ所（大沢、秋田、和倉）の施設を廃止することに変更する。
- (2) 平成14年12月に了承された合理化計画において「経過観察施設」に分類されていた施設については、今回、利用状況、収支状況の事業実績等を総合的に判断し、
- ① 7ヶ所（俵山、内子、指宿、小樽センター、長野センター、神戸センター、久留米センター）を存続施設とし、
  - ② その他の4ヶ所（八戸、大洗、銚子、鳥羽）については平成16年度から平成17年度にかけて計画的に廃止する。  
なお、平成16年度は、このうち1ヶ所の施設（八戸）を廃止する。
- (3) 平成14年12月に了承された合理化計画において「存続施設」に分類されていた施設のうち、1ヶ所（日南）について、平成14年度及び平成15年度の経営状況が急激に悪化したことから、平成16年度に廃止する。